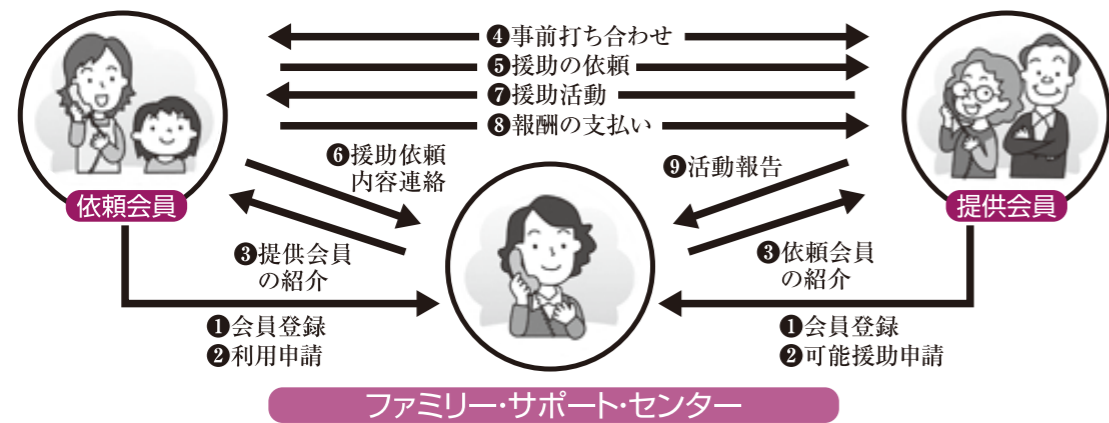


# 会員募集!

# ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、子育て中の保護者の日常生活を地域で支援するため、育児の援助を受けた方(依頼会員)と育児の援助に協力できる方(提供会員)が会員登録し、必要なときに会員同士で育児の援助活動(有料)を行う会員組織です。

センターは依頼会員からの依頼に応じて、育児に協力できる提供会員の調整を行います。援助の対象となる子どもは生後6カ月から小学6年生までです。センターの事務は町子育て支援センターで行います。入会申込書は、町子育て支援センターおよび子育て支援課に用意してあります。



**会員になるには...**  
 依頼会員/町内に在住・在勤で、生後6カ月から小学校6年生までの子どもと同居している方  
 提供会員/町内に在住で、心身ともに健康で援助活動ができる20歳以上の方

**入会説明会**  
 日時/10月27日(土) 午後2時~3時  
 場所/寄居保育所  
 問い合わせ/町子育て支援センター  
 (☎581・4165)、または子育て支援課(☎581・2121内線251)へ。

**援助時間・費用の基準**  
 月~金曜日  
 午前7時~午後7時:1時間当たり700円  
 (それ以外の時間は、1時間当たり800円)  
 土・日曜日、祝日および年末年始  
 1時間当たり800円  
 ・このほか実費として、提供会員が用意した子どもの飲食物、おむつ等の費用が必要です。

**援助活動の内容**  
 ① 保育所、幼稚園、小学校、学童クラブの開始前および終了後に子どもを預かる  
 ② 保育施設まで子どもを送迎する  
 ③ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事のとき子どもを預かる  
 ④ 買い物など外出のとき子どもを預かる  
 ⑤ その他、依頼会員の仕事と育児の両立のために必要な援助  
 ※子どもを預かる場合は、原則として提供会員の自宅でお預かりします。

依頼会員、提供会員は入会説明会に出席していただきます。  
 提供会員は、援助活動に必要な知識や技術の習得のための講習を受けていただきます。  
 ・1人の方が依頼会員と提供会員の両方を兼ねることもできます。

**親子フェスティバル**  
 寄居若竹幼稚園では、町の後援を得て「親子フェスティバル」を開催します。この催しは、県の認定・支援を受けて実施する子育て支援事業です。当日は、親子で読み聞かせや球技大会などに参加していただけます。皆さんのご参加をお待ちしています。  
 日時/11月10日(土)午前10時~正午(受付...9時30分)  
 場所/寄居若竹幼稚園園庭・教室(大字露梨子41-1)  
 対象/2歳から小学生の親子(子ども)のみの参加も可能ですが、できるだけ保護者が付き添ってください。  
**費用/無料**  
 内容/親子での読み聞かせ体験のほか、的あてや輪投げ、エアーマット、スポーツインストラクターによる親子体操やドッジボール大会、サッカー大会、PTA後援会主催の掘り出し市や模擬店など。服装/軽装でお越しください。持参するもの/上履き、スリッパ  
 申し込み/球技大会に参加される方は、10月29日(月)までに寄居若竹幼稚園へ電話でお申し込みください。  
 問い合わせ/寄居若竹幼稚園(☎581・0372)へ。

**保育内容は...**  
 保育所(園)では、児童が心身ともに健やかに育つよう、次のような保育を行います。  
 ① 日常生活に必要な基本的な習慣や態度を養う  
 ② いろいろな表現活動を通して創造性を養う  
 ③ 思考力と道徳性の芽生えを培う  
 ④ 心身の調和のとれた発達を図る

**入所基準は...**  
 保護者が次のような状況により、児童の保育ができない家庭が対象です。  
 なお、両親が児童の保育ができない場合でも、両親以外の方がその児童の保育ができる場合は入所できません。  
 ① 保護者が家庭の内外で家事以外の仕事をし、家庭内で児童を保育することができない家庭  
 ② 保護者が出産の前後、疾病の状態、または病人の看護などに当たっているため、家庭内で児童を保育することができない家庭  
 ③ 火災や風水害、地震などの災害復旧のため児童を保育することができない家庭

**入所年齢は...**  
 町立保育所:1歳から5歳  
 (寄居保育所のみ0歳から)

# 平成25年度 保育所(園)新規入所希望者受付

11月1日(木)から

町内の保育所(園)一覧表

区分	保育所(園)名	定員(人)	住所	電話	保育時間		
						平日	土曜日
町立	寄居保育所	150	大字寄居1333-5	581・1295	基本保育時間	8:30~16:30	8:30~12:00
					延長保育時間	7:30~19:00	8:00~12:30
"	用土保育所	90	大字用土3069	584・3209	基本保育時間	8:30~16:30	8:30~12:00
					延長保育時間	7:30~18:00	8:00~12:30
"	城南保育所	90	大字鉢形2993-1	581・4931	基本保育時間	8:30~16:30	8:30~12:00
					延長保育時間	7:30~18:00	8:00~12:30
"	男衾保育所	120	大字富田152-14	582・1811	基本保育時間	8:30~16:30	8:30~12:00
					延長保育時間	7:30~18:00	8:00~12:30
私立	こぶし保育園	70	大字藤田236-1	581・3612	基本保育時間	8:00~16:00	8:00~12:00
					延長保育時間	7:30~19:00	8:00~14:00
"	ゆずの木保育園	87	大字秋山66	581・4932	基本保育時間	8:00~16:00	8:00~12:00
					延長保育時間	7:30~19:00	7:30~14:00
"	いずみ保育園	70	大字保田原147-1	581・6697	基本保育時間	8:00~16:00	8:00~12:00
					延長保育時間	7:00~18:30	7:00~13:00
認定こども園	寄居のこキッズ保育園	20	大字露梨子411-1	581・0885	基本保育時間	8:30~16:30	8:30~16:30
					延長保育時間	7:00~19:00	7:00~19:00

**保育内容は...**  
 保育所(園)では、児童が心身ともに健やかに育つよう、次のような保育を行います。  
 ① 日常生活に必要な基本的な習慣や態度を養う  
 ② いろいろな表現活動を通して創造性を養う  
 ③ 思考力と道徳性の芽生えを培う  
 ④ 心身の調和のとれた発達を図る

**入所年齢は...**  
 町立保育所:1歳から5歳  
 (寄居保育所のみ0歳から)

**入所基準は...**  
 保護者が次のような状況により、児童の保育ができない家庭が対象です。  
 なお、両親が児童の保育ができない場合でも、両親以外の方がその児童の保育ができる場合は入所できません。  
 ① 保護者が家庭の内外で家事以外の仕事をし、家庭内で児童を保育することができない家庭  
 ② 保護者が出産の前後、疾病の状態、または病人の看護などに当たっているため、家庭内で児童を保育することができない家庭  
 ③ 火災や風水害、地震などの災害復旧のため児童を保育することができない家庭

**保育料は...**  
 保育料は、各世帯の所得税などの課税額に応じて定められています。  
**申し込み方法は...**  
 10月15日(月)から子育て支援課と各保育所(園)で申込用紙を配布します。必要事項を記入し、受付期間内に子育て支援課、または各保育所(園)へ提出してください。  
 なお、認定こども園(寄居のこキッズ保育園)の申し込みおよび詳細については、寄居のこキッズ保育園に直接お問い合わせください。  
 受付期間/11月1日(木)~14日(水)(土・日曜日、祝日を除く)  
 問い合わせ/子育て支援課(☎581・2121内線251、253)、寄居のこキッズ保育園(☎581・0885)へ。

町では、来年4月から新たに保育所(園)への入所を希望される方の申し込みを受け付けます。なお、現在入所している児童については、保育の実施期間が切れる方を除いて、申し込みの必要はありません。

